



うのでござりますが、御承知のように組織の第二条二項には、会員の定員は百五十人とするというふうな規約が明確にうたつておられるわけでござります。ところが会員は終身とするといふことが、会員の項目の第三条第二項にしく学術的に貢献した人はこの会員組織の中に入らないといふふうなことになつて参るようになるわけでございまするが、その辺の御事情をお伺いいたしたい。

○稻田政府委員 御指摘のことく法案第二条に規定いたしております会員の定員は百五十人であります。これは学士院の長い歴史におきまして、大体この定員をもつて継続して参つてきております。御承知のように学士院会員の選任につきましては非常に慎重を期しておりますのでから、現在におきましても百五十人に満ちてないのでござります。欠員が十三名ござります。従いましてこれは終身でございませんけれども、なお近い将来におきまして相當いろいろな分野において補充できる状態にあるわけござります。

○河野(正)委員 私ども一番心配いたしますのは、ただいま申し上げましたように会員は終身である。しかも定員に一定のワクがはめられておりますので、最終的にはどうも学者の養老院みたいな性格になつてしまいまして、清新的な學問の意欲というものがこの中から生れてこないのでないかといふふうな心配をして申し上げたのであります。たまたま今日では百五十人に満

ないといふような状態でござりますけれども、いよいよ定員が満ちて参りますと、死にますかされますが、何か一身上の事故が起るといふようなことがないと、新しい優秀な学術上の貢献のあった人が入れられないということになるので、この法案かから受けます印象は、学術に貢献されたました方々の何か養老院みたいな印象を強く受けたならないのです。将来そこに心配がないのかどうか、一つ重ねつておきたいと思います。

○稻田政府委員 ごもっともでござりまするけれども、私ども学界における組織いたしましては、常に学士院と日本学術会議と対比して考えたいと思っております。一方日本学術会議の方は清新はつらつたる方が自然中堅を占めて活躍されると思ひますけれども、一面学士院は留学の優遇機関というよりな意味において、御指摘がありましたが、これまでの方々が達いまして、半界における新しくいろいろな企画その他を推進いたしましたのは学術会議の職分といし、学士院の方は頗るあるいは優遇といふような点に重点を置きます場合におきましては、自然現在の組織が適当だらうと私どもは考へるわけでござります。

○河野(正)委員 ただいま局長から御指摘のありましたように、本院といふものは学術上非常に顕著な功績のあつた科学者を優遇する機関であるといふことはなるほどけつこうでございます。そこでお尋ね申し上げたいのですが、さうしますが、もちろん事業の中でもそろいつた学術頭著な人々の業績、アルベル

イトといひますか、そりいつたもの  
発表する、あるいはそりいつたもの  
発行する、というようなことをござい  
するけれども、この法案の中に年金  
いう規定がござります。その中では  
員は予算の範囲内で文部大臣の定め  
ところにより年金を支給することが  
きる。このことにつきましては先般  
委員会で鈴木委員から御指摘があ  
たようございましたが、もちろん優  
するということは年金だけじゃない  
先ほど申し上げました事業の面にお  
たわれておることございまするか  
けつこうなことでございまするけれ  
ど、ところがこの年金につきまして  
ただいま御指摘申し上げますように  
予算の範囲内といたる規定で明記さ  
れていますので、あるときは予算がさ  
せば年金はもらえるけれども、非常  
予算が圧迫されて年金がどうも工合  
悪いというような場合には軽減され  
り、あるいはもらえないかったという  
うな事態も生まれてくるかと思うの  
ござりますが、その辺の御事情はどう  
いう御事情か、一つ承わっておきた  
と思ひます。

○山崎(始)委員 ちょっととお聞きをまことにとての選舉であります。おきたいのでございますが、広島大学の統合についてお話をされると、今日の段階ではなかなか簡単にできないように見受けられるのですが、この問題ですが、事情をいろいろ聞いてみますと、間のいろいろの経緯を一つこの際垂らしておきたいと思います。

○稻田政府委員 広島大学の統合、つまり県立広島医科大学でありましたものが、二、三年前にこの国立学校設置法の改正によりまして国立広島大学の医学部としたことに伴いまして、現在は吳市に位置しております医学部にならるべき従来の県立大学の基礎、臨床の施設が広島に移るという問題についてのお話と存ずるのであります。これは県立大学統合の話がありましたときに、文部省といたしましてはとにかく審査に、臨床の病院も三つの部分に分かれているといふような状態でござります。それで、将来これを充実するにつきましては非常に経費もかかるし、またその処置に苦しんだわけでございます。かるところ当時県庁が入っております建物が県庁の新築によってあくといふ状況が明らかでありますので、広島に所在いたしまする県跡の不燃性建物にこの医学部の基礎、臨床すべてが入るとすれば、これは国立大学としてもらいましても将来経費の増高も來たさないし、大学の統合の実もあがつてけつこうだ、そういう状況が実現せざるならば移管を受けようといふような考えで出発いたしたわけでございます。従いまして文部省側といたし

ましては、この三月に県庁の新しい建物ができて從來の建物があくといふことになりますれば、そこに移転いたしたいと考えておつたわけでござります。これに対して県市関係者におきましては、現状維持、現地に置いてもらいたいといふいろいろな御要望もございまして、それで、将来的に大学教育の施設としてどちらが適当かあるかといふことをよくお互に考えて善処したいといふようなことで、お話し合いを現在進めているよう状況です。されどいたしましては、やはり財政的にも、教育的にも何とかして最初の計画通り広島に移りたいものと考えておるような次第でございます。

う立場から考えられる。片一方は先ほども言いますように相異なる立場から考えておる。かなりこれは並行線が続けられるものだと思うのですが、文部行政の立場から見て、同じ統合するとしてもできるだけ摩擦を少くしていかなければいけないと思うのであります。が、今のお話だけではわれわれちょっとわからないのです。が、その間に吳市の当局並びに一般市民の市民感情といふものとに隔たりがある。これをどういふふうに調和をはかつて円満にこの話を進めていくために現在どういうふうな努力が払われておりますか。最近の事情をいま少しお聞きいたしました。

○稻田政府委員 この件につきましては私どもここ二、三年来統合の当初からその方針は内外に明らかにして参つたつもりでございますが、お話をようやく、昨年の夏ぐらいから吳市において一面反対の御意見が非常に明らかになつたのであります。それ以来そういうお話を持つてこちらの方に對して、文部省側がいろいろの御説明申し上げる所と同時に現地におきましても学長その他の関係者が始終寄り合つていろいろ会合いたしております。委員会といふほど正式なものではないと思ひますけれども、いろいろこの問題について現地においてお話し合いが進んでいるようございますから、それとにらみ合ひながらまた文部省側においていた思つております。

○山崎(始)委員 あまりはつきりしないんですが、私はこういう問題は必ず裏面では政治問題に結びつくのだと思つております。さくばらんにお尋ねいたしましたが、何かお考へになつていらっしゃいますか。

○稻田政府委員 一般に統合の場合にお話のようになつてはいろいろな案が出てくるのでございますけれども、その案が出て参りますにつきましては、やはり現在反対しておられる方が一体何があれば満足するかといふようなことのお申し出があつた場合、それについていろいろ具体案が出てくるのでござりますけれども、現在吳市の

場合におきましては、それじや医学部を病院に変えてどういふような措置をとる話がまだ出てきていない段階だと思います。もつとはつきりしたく御要望でもござりますれば、それは可能であるかどうかをよく研究いたしたいと思います。

○佐藤委員長 ほかに御質疑はありますか。

他に御質疑がないようでありますので、これよります國立学校設置法の一部を改正する法律案を討論に付します。

別に討論の通告もないようでござりますので、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありますか。

○佐藤委員長 御異議なしと認め、さへんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

とを言つております。言葉の間違いで

○野原委員 まだ捜査中ですから、大臣としてはこれ以上立ち入ったことは申し上げにくいというお心持もよく、われていますが、実は大臣が申し上げなくて済む新聞は仮借なく書くのです。私も新聞を読んで実はいろいろの問題を教えられておるので、私はこういうような方にについて実は非常に遺憾にたまぬのであります。新聞は天下の公器でござりますから、しかも責任ある大新聞が報道する場合には、相当の確信の上に立つてこれは書いておるのではなかろうかと思うのであります。そこで私はこういう委員会では大臣が公表をはばかる。あるいは捜査中であるから今触れたくない、というような点は、秘密会としていうような要求もできぬことはないのですから、でき得る限りこういふ真相はやはり文教委員会には御報告をしていただきたい。私はこのことについて、まずその遺憾の意を表しておきたいのであります。

ざいますから、いわゆる捜査の機密ありますか、われわれにもあからさに言つてくれないのであります。起訴されたのですからもらいまして、ごで申し上げておるので、私どもが知ることができます。ただ当局に照会いたしましたのは、起訴状だけはもう起訴されました。たまにものについては、さきほど申しましたが、起訴されましたが、被疑者をつかまえようといふ捜査中でありますから、責任ある調査ができないのでござります。

○野原委員 検察室から摘要をさわげて、いろいろな事柄が明るみに出た場合に、行政上の監督責任者は何を知らなかつた、こうしたことになつたときの責任はどういうことになりますか。

○清瀬国務大臣 具体的にこの事件の全貌がわからましたら、そのときに考え方たいと思います。

○野原委員 なおこの問題から発展をいたしまして、実は学校給食のミルク供給の横流しだけではなく、今日の日本学校給食会にまつわる問題は、これは相当根深いものがあるようであります。私は今ここに確たる証拠をまだ十分収集しておりませんから、申し上げることは遠慮いたしますけれども、とにかく全国にわたる学童にあれだけの膨大な物資が長年にわたつておつり出されており、しかもミルクだけでもこういふような問題を起すのであるから、これは大へんなことだというので、目下検察官はその方面に実はほこ先を向けてきましたように聞くのであります。そうなり

る影響を教育上の観点から非常に憂え  
ておるのでござりますが、大臣として  
はそういう点に御懸念を持たれただこと  
はないのか。ミルクの横流しが問題に  
なってから、かなりの時日を経過いた  
しておりますが、そういう点に御心配  
を持たれたことがあるかないか、ある  
とすれば一体どういうお考えでこれら  
の問題を大臣の立場から究明されてい  
らっしゃるのか、承わりたいのであり  
ます。

○清瀬国務大臣 この事件が始まります  
してから、私大へん心配いたしており  
ます。それと同時にこの給食の制度は、  
今日は日本の学校教育の一つの大きな  
制度になつておるのであります。そ  
れにては戦後早々にできたので、制  
度自身も不備でございます。これらを  
一つ理論的、系統的にただいま調査を  
命じておるところでござります。よく  
言ふたまいま調査中という意味しやな  
くして、実際に調査を命じて何かこれ  
を完全な統制のもとにおきたい、かよ  
うに思つております。

○野原委員 いづれこの問題は、検察  
庁の捜査の発表もまとめてあることで  
ありますようし、なお私どもは私ども  
の立場から実は関心を持つてその成り  
行きを注目し、やはりうみは徹底的に  
手術をして出さなければならぬと考え  
ておりますので、いづれそれらの時期  
が参りました場合に、私はあらためて  
また御質問もし、大臣は、何回も申し上げま  
すが、日本学校給食会の監督的地位に

全国の父兄、今日は学童、生徒までが、ミルクを飲むたびにこれは横流してではないかといつて、純真な子供までが寒は給食の話題に供している。こういふ事態を引き起した文部省当局の責任はきわめて軽視できないものがあらうかと思ふのであります。従つてミルクの問題だけではなく、学校給食費が今まで一体どういう経路でこれが下部に流され、そして問題点がなかつたのかどうか、大臣みずから——私は清さんのお高潔な人格を信頼いたしますからあえて申し上げますが、大臣にこの責任が個人的でないことは私も知るのでありますけれども、政治上の責任といたしまして、あの具体的な事実、責任につけて方遺憾ない措置をとられましたから、そういう立場で、あなたとしてはこの方面に対する空明あるいは対策について方遺憾ない措置をとられんことを私は要請いたしたいのであります。

そこで次にお尋ねしたいことは、先般高知県の紀元節の式典について質問をいたしまして、あの具体的な事実、それに対する大臣の所見を私が求めたのでございますが、委員長から聞くところによりますと、私は本委員会に出でていなかつたのがよくないことであるから、とやかくは申し上げません報告があつたやに承るのでありますけれども一、三やはり疑点が残つております。従つて私としては、これは私が出で持ち出そうと考えているのではない

改正されない今日の教育基本法のもとにおきましては、いやしくもあいいう高知県の紀元節の式典というものは許されるものであるかどうか、今日の法制のもとにおいて、今日の学校教育のあり方の上に立って許されるものであるかどうか、このことに大きな疑問を持つてゐるのであります。もちろん帝国憲法時代、戦争前の日本の教育からいけば、これを持たなかつたら大へんな問題を起すのであります。しかし今日のわが国の初等教育、今日まで文部省が指導して参りましたこの教育から考えて、あの事態が許されるのかどうか、そのことをお尋ねしたいのであります。大臣の御所見をお願いしたいと思います。

○清瀬国務大臣 過日報告をいたさせましたときには、野原君おいでにならなかつたことは私も目で見て遺憾だとは思つておりますが、すでに記録をこらん下さつたことと存ります。この速記ごらん下さつたでしようか。

○野原委員 いやまだです。

○清瀬国務大臣 そうですか。ここに申し上げた控えもございますが、あるうちで学校がああいうことをやるのには、教育長には言つているようですが、私は、それゆえにその点については非常に責むべきことでもなかろうと思ひますが、当日土曜日であつたというので、式典が済んでからすぐ子供を帰しております。すなわち授業を休んでいるのです。これは私は少し遺憾だと思つております。教育長がはつきり同意しておればともかくでありますが、教育長または教育委員会の明らかな同意を得ずして子供を帰してしまつて休

日同様にしたということがあれば、これは遺憾なことだと思っております。そのほかにやりましたことは、たとえば人間天皇、すなわち今の天皇は神様ではないのだということを、昭和二十一年に天皇みずからおつしやったことをそこで読んで副説いたしておるのでありますから、天皇神格化を鼓吹したことなどもいふべきでござります。高知県の教育委員会自身ではそのことを知って適当に処理をいたしました。このまま推移いたしております。

○野原委員 式の次第はどういうことでもございましょうか。この報告を得て、

自來そのまま推移いたしております。

○野原委員 式の次第はどういうことでもございましょうか。その式典をあげました式の順序ですが、どういうような項目になつておりますか。承わりた

○清瀬國務大臣 式の次第は、まず皆が入場いたしまして、これには生徒の言葉を申し、国歌を——君が代でありますよ、國歌を合唱し、今申しました

みならずその父兄も一緒に入つております。それから礼拝をして、開式の言葉を申し、國歌を——君が代でありますよ、國歌を合唱し、今申しました

天皇陛下の昭和二十一年一月一日に賜わりました人間天皇のお言葉を拜読し、校長が訓話をいたし、来賓、すな

わち父兄及びPTAの諸君が祝辭を述べて、紀元節の歌、すなわち「雲にそびゆる」を齊唱いたしております。それから学校の校歌があると見えて、学

校の校歌を歌つております。それから閉式の言葉、こうじうことでござります。

○野原委員 これは大臣としては紀元

年で二千六百十六年である。國の歴史を大事にしてこの國を育てていこうではありませんか。こういう趣旨の訓話をしておられます。これが果して二千六百十六年であるかいなかについては、歴史家の間に議論はあります。

しかしながら長い間の伝説として日

を聞いておるのではないのです。紀元節の式典が國家的式典であつていけないことは当然であります。今日國家は

紀元節を認めていないのでござります。

○野原委員 国家的式典か私の式典か

を開いておるのではないのです。紀元

節の式典が國家的式典であつていけないことは、大臣個人のお考えでございません。しかしながらこの

の校長が自分の計らいで、昔の紀元節に當る日に日本の肇國を、國の始まつたことを祝うために集まつた私の会、こう見ておるのであります。

○野原委員 紀元節を認めていないのでござります。

○清瀬國務大臣 いつ式典は教育委員会の許しがあれば

やつてよろしいものでございましょうか、その点承わりたいのであります。

○清瀬國務大臣 教育委員会が明らかに許すれば、私は非常に差しつかえ

いたしますが、これはいかがで

しょうか紀元節の式典——國が認めた

紀元節とはいからくとも、從来あつた

おるのでござりますから、重ねてお伺

いいたしますが、これはいかがで

ます。それが、國が認めてい

ないものをこの校長はやつたのだ

ういうふうなお考えはございません

か。

○清瀬國務大臣 あなたの類似といふ

言葉を広く解釈すれば、やはり昔の紀

元節に類似したことを私にやつた、こ

ういうことと思います。

○野原委員 國が禁止をしておる。こ

れは明らかに今日許していないのです

ござりますから、裏を返せば、禁止し

ておるわけでござります。今日のところでは学校教育では紀元節の式典はで

きないということになつておるんです

す。大臣、これは御承知だらうと思いま

る。

○清瀬國務大臣 法律に触れるとは私

は思つておりませんです。わが國の今

の教育法のもとににおいて、やはり國

民に歴史的事実を教へ、愛國の精神を

喚起するということは、違法ではない

と思つております。ただ、現在始終引

用されまする教育基本法においては、

用いられるのは、大正十四年十二月一日の「教育基本法」でござります。

○野原委員 その法律に規定するところでは、國の歴史的事実とは何か、愛國的

精神とは何かといふことを私は言つてお

ます。

○野原委員 大臣御自身建國祭を復活をし

たことは、大正十四年十二月一日の「教育基本法」でござります。

○野原委員 その法律に規定するところでは、國の歴史的事実とは何か、愛國的

精神とは何かといふことを私は言つてお

ます。

○野原委員 その法律に規定するところでは、國の歴史的事実とは何か、愛國的

精神とは何かといふことを私は言つてお

本書記にある通り、辛酉の年庚辰の朔日、一月一日、このときに大和の櫻原で神武天皇が御即位になつたといふことは、通常の伝説じやありません。われわれ祖先が長くこれを信じ來たたるものだ。少くとも明治以後終戦まではこれを実行したのでござります。客観的日期といえども、キリストさんのお生まれになつた日だつて、これは正確じやありません。仏誕すなわちお誕生日付といえども、国民感情あるいは国民の信念で、日本は神武天皇が大和の櫻原で即位になつたときには始まつたといふこの広い感情は、これを抹殺すべきものではないと思つておりますゆえに、今の説本にこれがなくとも、子供にこのことを教え伝えるといふことは、日本の教育としてはわが国の伝統を伝えるとして妨げないと私は思つております。あるいは当日の歌の歌い方とか、あるいは頭の下げる方といったようなこまかなるところについては、私は見ておるのでありますから、一々これを非難も賞賛もいたしませんけれども、今日次の時代の国民に向つてわが建国の事実を教えるといふことは私は差しつかえがない。今まで申し上げたことは言葉に拘泥せず、私の意味をもつて御了承願いたいと存じます。

○野原委員 了解できません。はつきり言ひます。あなたのたのめの御答弁は私は了解できない。二千六百十六年でありますか、そういうことはそういうような見方もあるでしょ。しかしそのことが歴史的実事であるかどうかということは、あなたと議論するだけやばなんです。それはあなたの個人的な考え方であつて、私ははつきり言ひますが、そういう見解を持つて今日の文教行政をあなたが主宰される、こうしたのを実行したのでござります。客観的見解をするでしょ。今日の私の質問、答弁の速記を少くとも教育に関心を持たれる識者が読んだ場合に、一体どういう反響が起るかを御反省願いたい。私はあらためてこの問題を取り上げます。終ります。

○佐藤委員長 関連して山崎始男君。 ○山崎(始)委員 ただいま野原委員の方から高知県の紀元節の問題で御質問がありました。私はその精神において非常によく似た問題を申し上げまして、大臣の御所見を聞き、同時に私自身の日ごろ疑問に思つておるその疑問の解決の一助にしたいと思いますので、お尋ねいたします。 御承知のように、最近全国の津々浦々に至るまで道場会が忠魂碑の再建といふことを非常な勢いでやられておるのではありません。私はそのこと自体のよし悪しということをお尋ねするのではありません。ただ問題は言葉の問題、文書の問題で、忠魂碑といふ文字であります。私はそのこと自体のよし悪しということをお尋ねするのではありません。忠魂碑といふ言葉にそれが私の気持ちの中に大きな疑問となつて残るのであります。大臣はこういう問題に対しても、忠魂碑といふ言葉があるのは英靈の塔とかなんとかいうなら問題はないかもしませんが、そういうふうな言葉と文字でもつてそういうことをすることは、果して新しい教育のあり方の上から見ていいことないか悪いことなか、好ましいことなか好ましくないことなか、この際一つ御所見をお聞かせ願いたいと思います。

○清瀬國務大臣 言葉にはそれぞれ言葉の持ち味のあることでござります。それを見えないように倒したやつを土の中へ埋めておつた町村もたくさんある。そういうようなものを最近土の中から出して建てておる。これはまだしもですが、新しく石屋に頼んで作るのに、わざわざ忠魂碑といふ言葉のものを持たれておる以上、私は純心な子供となりました。そのため、大臣が今おつしやつたよいうものは、これは是正をするしないにかかわります。わらず、やはり憲法が残り教育基本法が残つておる以上、私は純心な子供となりました。そのため、大臣が今おつしやつたよいうふうには現実問題として受け取らなければなりません。私はこれを小さく願いだとは思つておりません。非常に大きな問題だと思つております。しかしながら幾ら幼小の子供の頭にもこの区別はできると思うのです。僕は日本は

明治大正の間はわが国では天皇が主権を持たれていたのであります。國際法からいえば、国家に主権があるのであります。そういふとすると、今日の文教行政をあなたが主宰される、こうしたのを実行したのでござります。客観的見解をするでしょ。今日の私の質問、答弁の速記を少くとも教育に関心を持たれる識者が読んだ場合に、一体どういう反響が起るかを御反省願いたい。私はあらためてこの問題を取り上げます。終ります。

○山崎(始)委員 ただいま野原委員から尋ねておきましたように、新しい憲法に基く教育式といいますか完成式をやつた。こうしたのを実行したのでござります。客観的見解をするでしょ。今日の私の質問、答弁の速記を少くとも教育に関心を持たれる識者が読んだ場合に、一体どういう反響が起るかを御反省願いたい。私はあらためてこの問題を取り上げます。終ります。

○佐藤委員長 関連して山崎始男君。 ○山崎(始)委員 ただいま野原委員から尋ねておきましたように、新しい憲法に基く教育式といいますか完成式をやつた。こうしたのを実行したのでござります。客観的見解をするでしょ。今日の私の質問、答弁の速記を少くとも教育に関心を持たれる識者が読んだ場合に、一体どういう反響が起るかを御反省願いたい。私はあらためてこの問題を取り上げます。終ります。

○山崎(始)委員 ただいま野原委員から尋ねておきましたように、新しい憲法に基く教育式といいますか完成式をやつた。こうしたのを実行したのでござります。客観的見解をするでしょ。今日の私の質問、答弁の速記を少くとも教育に関心を持たれる識者が読んだ場合に、一体どういう反響が起るかを御反省願いたい。私はあらためてこの問題を取り上げます。終ります。

○山崎(始)委員 どうもただいま野原委員が遺憾の意を表しましたが、それと同じような気持を私は持つておきます。要するに、私は漢学者じやありませんから、大臣が今おつしやつたよいうふうな言葉と文字どちらがやつたことは、わだなことじやなくして、これが忠魂と唱えて奉仕することを何ら差しつかえないと思います。

○山崎(始)委員 どうもただいま野原委員が遺憾の意を表しましたが、それと同じような気持を私は持つておきます。要するに、私は漢学者じやありませんから、大臣が今おつしやつたよいうふうな言葉と文字どちらがやつたことは、わだなことじやなくして、これが忠魂と唱えて奉仕することを何ら差しつかえないと십시오.

育といふものは相反することを習つておる。自分が住まつておる町なら町、村なら村の、お宮の境内とかあるいは学校の校庭へ行つてみると、相反する一つの味わいの出てくるものが立つておる。しかもそれが村をあげ、あるいは町をあげて、中には学校の生徒が全部そこへ行つて、いろいろの訓辞なり話を聞いてそのお祝いをやるといふ、全く教育といふものと実際社会の環境といふものは分離されておる現状なんです。それを文教行政の責任者であられる大臣が、ただいまのような御見解を被歴されるということは非常に遺憾じやないかと思うのですが、どういふうな氣持になるだろう、これが、学校ではすべきものじやないかと思つておる。そのときわれわれの父兄がやつたことは、わだなことじやなくして、これが忠魂と称することは私は差しつかえないと思います。ただ國家がかくのことく、たゞい占領下といふことも、國家の主権の所在が變つて、今まで、人民主権となつた場合に、昔と同じように天皇に対して身をささげよといふ非常に考えなければならない問題ではないか、私はそういう場面にしょっちゅう出つくわのであります。常にお尋ねいたします。

○山崎(始)委員 どうもただいま野原委員が遺憾の意を表しましたが、それと同じような気持を私は持つておきます。要するに、私は漢学者じやありませんから、大臣が今おつしやつたよいうふうな言葉と文字どちらがやつたことは、わだなことじやなくして、これが忠魂と唱えて奉仕することを何ら差しつかえないと思います。

○山崎(始)委員 どうもただいま野原委員が遺憾の意を表しましたが、それと同じような気持を私は持つておきます。要するに、私は漢学者じやありませんから、大臣が今おつしやつたよいうふうな言葉と文字どちらがやつたことは、わだなことじやなくして、これが忠魂と唱えて奉仕することを何ら差しつかえないと십시오.

のは国民で、尽そらと思えば国民に対して尽すべし。しかしながら過般の戦争以前においては、お前たちのお父さんはもおにいさんも、やはり天皇に主權があると教えられ、またこれを信じておつたのであります。戦争前の学校や軍隊では、すべて天皇に主權があることを信じ、活動しておつたのであります。また明治憲法は事実そうであつたのです。その時代において天皇に尽すべきことは忠といつて、人間の一つの美德であるのだ。天皇を神だと思えといふのじゃないぞ、今天皇のために死ねねども、というのじゃないけれども、お父さん、おにいさんの身を尽されたのは、この崇高な考え方のものといつていいのであるということの教えはできるものと思うのです。現在と過去と二つに切って教えることは可能と思います。おとなには直ちにできる。なるほど相手が子供でありますから、少し込みいつてはありますけれども、それだけの労をとつて、あなたのお父さんも、おにいさんも大死にしたのではなかつたのだ。その時分の日本としてはすべき義務を尽したのだ、国民としての神聖なる義務をお尽しになつたのだということは教えていいと思います。現に靖国神社には死んだ兄弟あるいは死んだ弟を祭るために地方から陸續として国民は参拝しているのです。靖国神社の目前で、これは大死にしたんだから帰れ帰れと言つたら大へんなことです。私はやはり死んだ人の功績はたたえていいと思います。その時分の日本の國体がそうちであったのです。ただその後國体が変わつたのでござりますから、この区別は容易にできることで、それができないはずはないのであります。

○山崎(始)委員 私がお尋ねしておるのでとだいぶんポイントがはずれてはいるのですが、私はそれを祭ることがない主義を言つておるのではないのです。忠魂碑といふ言葉をわざわざ新しく石碑を頗るで作らなければならぬか、こういふことを言つておるのは、忠魂碑といふ言葉の復活をやつしているのが現状です。しかもその前で純真な児童が逆の教育を受けておるのが現実なんです。言葉の問題であるから忠魂碑といふ言葉の復活をやつしているのが現状です。しかし忠魂碑といふ言葉がいかにも悪いか、イエスかノーカ、それだけお聞きすればいいのでもあります。

機関としてはいけないということだらうと思います。われわれ個人が、自分の仏壇で、自分の庭でやることは、何ば占領軍といえどもやるべき、しながらそれは過去のことです。昭和二十七年四月二十八日にわが国が独立した以上は、われわれはどんな墓を作らうと、どうな記念碑を作らうと、さうして、どんなお祭りをやるかなど、軍からの指図を受くべきものではない、と思います。

○山崎(始)委員 最後に一点だけ。私はあえて結論を急ぎますが、そうすると大臣のお考えでは、忠魂碑という言葉を使ってもいいことなどなんですかね。

○清瀬国務大臣 忠魂に対しても忠魂碑といふ言葉を私は使っていいと思うのです。忠魂でない人に忠魂碑というふうに言われると、どうですか?

○山崎(始)委員 私やめようと思うのですが、そういうふうに言われると、どうですか? 忠魂碑といふものの中にはあなたがおつしやる通りで、昔日本の国のために一生懸命にやられて戦った人達が祀られる人のことなんですから、それをお祭りするということはけつこうなりますよ。その場合に、新しい憲法下ではもとより、今日の教育にはないところがあるから、わざわざそのお祭りをするときに忠魂碑という言葉を使って、いか悪いかだけを聞いておるのである。それだけでいいのです。ほかのことは要らないのです。

○清瀬国務大臣 それについてはすでに答えてあると思うのです。わが国は憲法を改正する以前において、すなはち天皇に対する忠をしろと教育勅諭の基

教科書の内容にいろいろ誤認がある。いうようなことでござりますが、今あるは紀元節の歴史的な根拠と申しますかあるいは科学的な根拠と申しますか。そういうたる紀元節の根拠につきましてはきわめて不明確なものがあるわけになります。先ほどから二千六百十とか十一年とかいう話も出て参りますけれども、そういった点にきわめます。それで、そういう御意見を発表なされますことは、教科書を改訂して大幅に教育制度を改革していくこと、この中でも申述べられましたいろいろな理由と矛盾するものがあるようない印象を受けるでございます。その辺の大臣の御見をまず承りておきたいと思ふ。

○清瀬國務大臣　まことに幅の広い問い合わせもありましたが、教科書の改正三つの目標があるのです。まず今の中の教科書に誤謬が非常ににあることを発見したのが一つ、もう一つは全部ではありませんが、あるものについて思想的偏向があることを発見したのが一つ、もう一つは価格が高過ぎるので、このつを改めようというのであります。思想的偏向はひとり左の方への偏のみならず右の偏向もよくなないので、忠魂碑等について答えたことは、私は言葉が下手でありますから、警備において幾らか昔に戻るような意味

○河野(正)委員 ただいま教科書改訂について重要な三つの理由があるのが申請されることを希望しております。いい教科書は検定して次の時代の國民に読まししたい、これだけのことです。何もほかに野心はございません。

毛頭ございません。検定制度でいいものが申請されることを希望しております。いい教科書は検定して次の時代の國民に読まししたい、これだけのことです。何もほかに野心はございません。

○河野(正)委員 ただいま教科書改訂所でございます。國におきましては國民の祝日に関する法律が制定されたりながら、そういう公けの場所で國の法律を犯すかのような印象を受けるような行事を行いますことは、私どもといたしましてもまことに遺憾だと思いまますし、そういったことを特定の学校が全國に先がけて率先してやりますことは、先ほど大臣も右あるいは左の偏向というふうな御言明もあつたと思いますけれども、むしろ復古調的な偏向した一つの運動に倣するような行事ではなかろうかというように考えるのであります。が、そのような學校の態度に對しまして、大臣はいかなる御所見を持つておられるか、その点を伺いたいと思います。

○清瀬国務大臣 この点は先刻野原君のお問い合わせに対しお答えいたしました。ただ全体を見まして、天皇は人間であつて神じやないということは十分に教えておるのでございます。個人に誕生日がある、ある、こういう限度であつて、私は右

偏重の行いをやつたとは思つておらず、やつたということに少し行き過ぎがある、かとうに感じております。

○河野(正)委員 ただいま大臣の答弁を承わつて参りますると、校長は、天皇は神ではないのだ、人間であるといふような訓辞をやつたのだというよつた話。あるいはまた先ほどいろいろと申しますが、日本の当時の国情と申しますか、慣例と申しますか、あるいは国体といふのがさうであったので、先ほど私どもの同志であります山崎委員から御摘がありましたように、忠魂碑といふ言葉を使っても差しつかえないのだと、いうような、当時の國体がそうであつたからといふうな話を再三再四承わつて参るのでございますが、しからば、当日校長がなびき伏しけん大御代といふあの紀元節の歌を歌わしたということをございますが、これは当時はそうであつたかもわかりません、明治時代といふのは終戦までの間はそうであつたかもわかりませんけれども、少くとも今日におきましては、なびき伏しけん大御代といふうな言葉は、今日の新憲法にうたわれております主権在民という立場から考えて参りますと、私は全く適切を欠くといふうに考えるわけでござりまするが、その点はいかがでございまするか。

○清瀬国務大臣 当時の日本の国情を歌つた歌であります。

○河野(正)委員 そこで先ほどから大臣がいろいろと開陳されますように、当時の國体がそうであつたから當時そういう歌を歌うことは、私どもといった

しましても了解したわけですが、どういふことをされけれども、少くとも今日の憲法のとでそのような歌を歌うということ、しかも批判力のない小さい学校の子供たちに、無批判的にそういうた歌を垂れ落とすといふことが、果して今日の新しい憲法のもとで正しい指導方針であるかどうか、その点をお伺いたしとうございます。

○清瀬国務大臣 それが先刻山崎さんのお問い合わせに対して申し上げたのと同じことであります。今日本国民は天皇になびき伏せよ、今日を言うのじやございませんで、二千数百年前大和の櫛原で式典をあげられた時分には国民全部がなびき伏したのだという昔を追憶してそのときの状況を歌つておるのでござりますから、これはとめる必要はございません。しかしそれと混雜して、今でも天皇は神さんではないが神さんに近い人で、陛下のおっしゃることには何でもなびき伏せよといふふうに聞える説話をすればそれはいけません。今の憲法に反しております。現在の憲法が民主主義の憲法だということはおそらくは校長は日夜子供に教えておることでございましょう。しかしながら往古を回顧すれば、どこの国でもそうでございますが、日本肇國の初めはやはり君主制であつて、しかも神武天皇は名のごとく武の天皇であつて、大和平原の櫛原の宮で式典をあげられた、その時分には万民がなびき伏したことなどいふ歌だと私は思つております。

は、私は誤りはなかろうと思います。ところが御承知のようにこの学校はない学童たちでございます。そういうの歌は、われわれの祖先がそうであったのだ、当時の國体がそうであつたのだといふような説を加える人は明を加えて歌わせるということになれば、私は多少わからぬでもないのでござりますけれども、無批判的に何ら説を加えることなく、説明を加えるとなくして、このような歌を今日の新憲法下において歌わせるということにつきましては、私どもいたしましてはどうしても納得のいかぬ点があるわけでございます。そこで私がお尋ね申上げたいところは、ただいま申し上げましたように、こういう歌を何ら詮明することなく、反省することなくして歌わせることがいいことか悪いことか、その点を大臣にお尋ね申し上げておるわけでございます。

近ごろ使つておる歴史の本などを買ふと、これが間違つておるのである。原社会といつて、昔共産社会があつたたうに書いてあるのですが、そうちやういふの原始社会の姿でござります。そのことは教えておるようなんです。これあり一群には酋長があり、日本全体大和朝廷があつたのだ、これがほんの原始社会の姿でござります。私は何らこの校長先生を弁えないので、今でもなびき伏せなんなります。私は何らこの校長先生を弁する考へはありませんが、あととき見るといふことをいつたら、それは責任があります。私は何らこの校長先生を弁見ると、その混雜はしておらぬのじないかと見ておるのです。

いのか、その辺を一つ承わつておきた  
いと思います。

○清瀬国務大臣 私も、多少行き過ぎておきたいと思います。  
ておることは、先刻の答弁でわかる通り認めておるのであります。子供を学校を休ませてこういうことをしたことは行き過ぎだと思っております。しころして高知の教育委員会も同様に考えてその旨の表示をしておるようありますから、この上文部大臣から特に校長に対して反省を求めるといった手続はとりません。

○河野(正)委員 とられなかつたが、しかし今日この問題が非常に物議をかもしておることは否定するとのでござらない事実でござります。そういたしまして、いい悪いは別といたしまして、も、これが物議をかもしました以上は、大臣といたしましても、直接学校に関係ないかもわかりませんが、教育委員会等を通じまして何らかの善処をされる御意図は当然私は必要ではなかろうかというふうに考えるわけでござりますが、その点を重ねて御答弁をお願いしたいと思います。

○**足野(正)委員** 私がそうち心配をいたしますのは、これは新聞の報ずるところでござりますから眞偽はわかりませんが、この高知県の小学校の校長の談話を聞いてみますと、いろいろ批判はあるけれども、自分は正しいと思ふという。現地の教育委員会は行き過ぎである。こう言っておるにもかかわらず、校長さんは、いろいろ批判はあるけれども批判は甘んじて受ける、自分はこの運動のために、もし将来紀元節が復活する一つの大きな動機になるならば仕合せだという意味の談話を発表いたしておるわけであります。そこで高知の教育委員会は行き過ぎであると言ひ、また世間に起きましても非常に大きな物議をかもしておる、ところが校長は何ら反省の色なくして、批判は甘んじて受けるというふうな態度であるといふことが新聞で報道されておるわけであります。そういうたことで、私がだいま申し上げますように、教育の地方分権を尊重されることだけつこうでありますけれども、しかしながら、尊重するあまりに、自由あるいは反動というものが許されるべき筋合いのものではなかろうと思うでございます。そういうた意味で私はお尋ね申し上げておるわけでござります。教育の地方分権ということを尊重されることはまことに感謝いたしますけれども、しかしながらそれだからといって、こういった反動的な態度を許すべきではなかろうと私は思うでございます。そういうた意味でお尋ね申し上げておるわけでござりまするから、その点につきまして大臣の御所感を伺つておきたいと思います。

した言葉は、私存じておりません。校長が教育委員会の言ったことに反抗的の言辞を弄するということであつたから、内容いかんにかかわらず、好ましくないことでござります。

その他のことは先刻お答え申しました通り御了承願います。

○佐藤委員長 文部大臣が内閣委員会に呼ばれておりますので、本日はこの程度といたし、次回は二十三日午前十時より委員会を開会いたします。

これにて散会いたします。

午後零時十三分散会

〔参考〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

日本学士院法案（内閣提出）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

〔參照〕  
國立學校

日本学士院法案（内閣提出）に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

した言葉は、私存じておりません。校長が教育委員会の言つたことに反抗的の言辞を弄するということであつたから、内容いかんにかわらず、好ましくないことでござります。

その他のことは先刻お答え申しした通りと御了承願います。

○佐藤委員長 文部大臣が内閣委員会に呼ばれておりますので、本日はこの程度といいたし、次回は二十三三日午前十時より委員会を開会いたします。

○清瀬国務大臣　このことにつき深甚  
の考慮をめぐらしたのでありまする  
が、こちらからてんまつを聞いてや  
り、委員会においてそのてんまつを報  
じ、その行き過ぎなる旨を高知教育委  
員会が認めて、適当に善処すれば、し  
いて中央よりかれこれ言わぬ方がい  
いという結論に達したのでありますし  
て、あなた方のおっしゃる教育の地方  
分権、文部大臣は教育内容には干渉せ  
ずといったようなことで、これ以上か  
れこれ言えは、あなたの方から御批  
判でも受けやせぬか、こういう考え方  
を持つております。

るいは反動というものが許されるべき  
筋合いのものではなかろうと思うので  
ございます。そういう意味で私はお  
尋ね申し上げておるわけでございま  
す。教育の地方分権ということを尊重  
されることはまことに感謝いたします  
けれども、しかしながらそれだから  
といって、こういった反動的な態度を  
許すべきではなかろうと私は思うので  
ございます。そういう意味でお尋ね  
申し上げておるわけでござりまするか  
ら、その点につきまして大臣の御所感  
を伺つておきたいと思います。

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution. We consider the contest as open, and are prepared to meet it at any point. We are determined to defend our rights, and to maintain our institutions.

昭和三十一年二月二十四日印刷

昭和三十一年二月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局